佐世保市の動きがみえる

# 市政通信

## 01 市職員採用試験

**試験日**　4月19日(日)
**試験会場**　佐世保市役所
※一部の試験はテストセンターでの受験可。
**受付期間**　3月1日(日)～31日(火)
**応募方法**　電子申請にて

| 試験職種 | 採用予定 |
|---|---|
| 事務職(大学) | 20人程度 |
| 事務職(社会福祉士) | 若干名 |
| 土木(大学、経験者特別枠、カムバック枠) | 20人程度 |
| 機械(大学) | 若干名 |
| 畜産(大学) | 1人程度 |
| 林産(大学) | 1人程度 |
| 看護学校教員 | 1人程度 |
| 獣医師 | 1人程度 |

市HP(市職員採用試験)

問職員課　☎24-1111

## 02 黒島地区複合施設(仮称)

黒島町で、支所・コミュニティセンター・診療所の機能を備えた「黒島地区複合施設(仮称)」の供用を開始します。これに伴い、移転などのため以下のとおり一部の利用を停止します。ご理解とご協力をお願いします。
※避難所機能も併せて移転します。
**供用開始**　5月7日(木)～
**利用停止**　黒島地区コミュニティセンター
4月1日(水)～5月6日(水・休)

市HP(整備施設)

問黒島地区コミュニティセンター　☎56-2765
問黒島支所　☎56-2001
問黒島診療所　☎56-2014

## 03 3月、4月の休日窓口をご利用ください

引っ越し時期の窓口混雑を避けるため、休日窓口を設置します。ぜひご利用ください。
**日程**　3月29日(日)、4月5日(日)9時～16時
**場所**　市役所1階戸籍住民窓口課
**内容**　転入転出等住民異動、戸籍届、印鑑登録、証明書交付
※マイナンバーカードの申請・交付、パスポート、住民票や戸籍証明書の広域交付の取り扱いはできません。
※他の関係機関への問い合わせが必要な手続きは、後日改めて来庁していただく場合があります。

市HP(3月、4月の休日窓口の開庁)

問戸籍住民窓口課　☎24-1111

## 04 佐世保中央公園第1駐車場の料金改定

4月1日(水)から佐世保中央公園第1駐車場の料金が変わります。

**新・料金体系**

- 8時～20時までの入庫
30分毎100円(公園施設、図書館利用者は1時間無料)
- 20時～翌8時までの入庫
最初の1時間無料、以後30分毎100円

※いずれも12時間まで最大1,200円。
※詳しくはお尋ねください。

佐世保中央公園HP

問中央公園管理事務所　☎37-8488

## 05 3月は火事が発生しやすい時期です

昨年は、1年間の中で3月に最も多く火災が発生しました。この時期は空気が乾燥し、風の強い日が多いため火の取り扱いにはご注意ください。また、たき火による火災は春先に多く発生しています。たき火(雑草焼却など)は、農林漁業関係者のやむを得ない焼却行為など一部の例外を除き、法律で禁止されています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

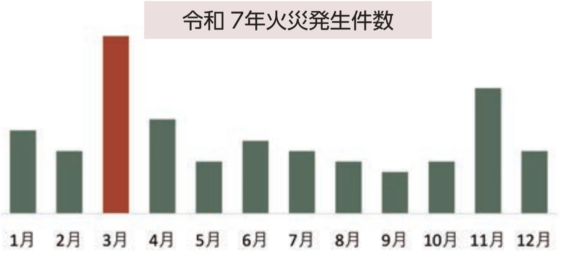


佐世保市消防局YouTubeチャンネル(そのたき火!ちょっと待った!!)

問消防局予防課　☎23-2539

## 06 林野火災注意報・警報を新設

本市では火災予防の強化を目的として、佐世保市火災予防条例を改正し、新たに「林野火災注意報」と「林野火災警報」の運用を開始しました。

●林野火災注意報
降水量や乾燥といった条件によって、林野火災が発生・延焼しやすい状況になった時に発令します。発令区域は屋外での火の使用を控えてください。

●林野火災警報
低湿度や強風といった条件によって、林野火災が発生した際、大規模化しやすい危険な状況になった時に発令します。発令区域では屋外での火の使用が禁止され、違反した場合は罰則が適用されます。

市HP(林野火災注意報、林野火災警報)

問消防局予防課　☎23-2539

## 07 固定資産税についてのお知らせ

令和8年度の固定資産税の基礎となる評価額などが記載された縦覧帳簿と課税台帳を見ることができます。
**内容**　❶帳簿の縦覧❷台帳の閲覧
**日程**　❶4月1日(水)～30日(木)
❷4月1日(水)～令和9年3月31日(水)
**場所**　❶❷資産税課、各支所、宇久行政センター
(❶支所、宇久行政センターは管内分だけ)
**対象**　❶納税者とその同居家族、納税管理人、代理人(委任状が必要)❷納税義務者とその同居家族(5月1日(金)以降は委任状が必要)、納税管理人、代理人(委任状が必要)、借地・借家人(対象物件だけ。賃貸借契約書などが必要)
※❶❷とも窓口で身分証明書の提示が必要です。納税通知書や課税資産明細書がある人は持参してください。

市HP(固定資産の縦覧・閲覧制度)

問資産税課　☎24-1111

## 08 軽自動車税についてのお知らせ

❶廃車や名義変更などの手続き
軽自動車税は4月1日時点の所有者に課税されます。名義変更や廃車、転出、盗難に遭ったなどの場合は3月31日(火)までに手続きしてください。
※原付バイク、小型特殊車を廃車にするときは、ナンバープレートを取り外して返納してください。

❷軽自動車税の減免(身体障がい者など)
身体障害者手帳などを持つ人のためや、公益のために使用する軽自動車等は、軽自動車税の減免を受けられる場合があります。詳しくはお尋ねください。
**申請期間**　4月2日(木)～6月1日(月)の平日

市HP(軽自動車税)

問資産税課(❶125cc以下のバイク、小型特殊車、❷)☎24-1111、佐世保自動車検査登録事務所(❶125ccを越えるバイク)☎050-5540-2084、軽自動車協会(❶軽三輪・軽四輪)☎31-1385